

区役所旧税務担当にかかる不適正資金調査の概要

1 調査内容

(1) 陳述書（兼誓約書）の徴収

旧税務担当において平成9年度～18年度に会計事務を担当していた退職者を含む職員から、陳述書（兼誓約書）及び金融機関の口座調査の同意書を徴収することとした。

調査対象者数 481名（現職201名、退職者280名）

(2) 帳簿（アルバイト賃金、消耗品）の調査

保存期限内である平成14年度～18年度のアルバイト賃金及び消耗品費にかかる支出決議書、支出命令書、出勤簿、精算報告書等の関係書類を調査した。

調査対象件数	アルバイト賃金	2,807件
	消耗品	6,157件

(3) 金融機関に対する口座の有無の確認

平成17年・18年において、(1)の対象者について組織名の肩書きのある口座の有無を、区役所周辺の金融機関に依頼し調査した。

調査対象金融機関数 25行

(4) 財政局長・税務総長への申告受付窓口の設置

財政局長・税務総長への不適正資金についての意見・情報提供の呼びかけを平成9年度以降に区役所旧税務担当に在籍した職員に対して行った。

2 調査結果

次のような不適正資金のあったことが判明した。

- (1) 北区において、陳述書（兼誓約書）を徴収する過程で、当時の職員の陳述から平成11年度から平成19年度まで不適正資金を保管していたこと及び平成15年度にアルバイト賃金から不適正資金を捻出していたことが判明した。

（不適正資金の額 78万円）

(2) 福島区において、帳簿調査により、アルバイト賃金からの不適正資金の捻出及び消耗品費における「預け」の疑いがあった事例について、当時の職員から事情を聴取したところ平成9年度から平成16年度まで不適正資金の捻出及び平成18年度まで「預け」の行われていたことが判明した。

(不適正資金の額 554万円)

(3) 此花区において、帳簿調査により、アルバイト賃金からの不適正資金の捻出の疑いがあった事例について、当時の職員から事情を聴取したところ平成14年度に不適正資金の捻出が行われていたことが判明した。

(不適正資金の額 11万円)

(4) 生野区において、帳簿調査により、アルバイト賃金からの不適正資金の捻出の疑いがあった事例について、当時の職員から事情を聴取したところ平成12年度から15年度まで不適正資金の捻出が行われていたことが判明した。

(不適正資金の額 68万円)

(5) 鶴見区において、陳述書（兼誓約書）を徴収する過程で、当時の職員の陳述から平成12年度から平成15年度まで不適正資金を保管していたことが判明した。

(不適正資金の額 20万円)

今回の調査により判明した帳簿等の存在している平成14年度以降の不適正資金の合計額は731万円である。

なお、返還額については、この金額をベースとして、6月5日の不適正資金問題調査報告書の考え方により遡る必要のあるものについては遡って加算し、公的使用が認められるものについては控除して算出することになる。

3 その他

阿倍野区において、平成16年度以前に、一部のアルバイトに対し「年休」と称して、1ヶ月につき1日分のアルバイト賃金を余分に支給していたことが判明した。

今後の対応

返還に向けた手続きは、今後関係局・区と協議し適切に処理してまいりたい。

調査結果一覧表

所属	北区役所	福島区役所		此花区役所	生野区役所	鶴見区役所
分類	不適正資金	不適正資金	預け	不適正資金	不適正資金	不適正資金
概要	<p>・緊急移動時や荷物があある際のタクシー代や緊急に必要となった文具代など突発事象への対応、及び予算の節流用や追加配分が認められない場合の経費支出に対応するために、平成14年度には予算以外の金(以下「資金」という。)が存在し、当該資金の不足分を補填するため、年2回課長級から資金を徴収していた。</p> <p>・なお、平成15年度に1度だけ予算消化のために架空書類を作成し資金の捻出を行った。</p>	<p>・期間が2ヶ月を超えるため本来は雇用できないアルバイトの継続雇用、緊急かつ短期のアルバイト雇用や事務用品の購入等に支出するため、アルバイト雇用において当初計画より休暇等により減少した人数分や実勤務数との差を架空雇用することにより捻出したもの。(平成14～16年度)</p>	<p>・事務手続に要する時間を省略するため、事務用品等の架空契約により、一部の納品を受けずに代金を業者に支払い、必要時に別品目を納品させていたもの。(平成14～18年度)</p>	<p>・年度をまたがって3・4月にアルバイトを雇用したが、旧年度の予算を使い切るために、2月に架空雇用を行い、4月に支出したもの。(平成14年度)</p>	<p>・税務課のアルバイト賃金予算を使い切ると、保険年金課のアルバイト賃金不足を補うために年度末に架空雇用を行い他課でのアルバイト賃金に使用した。(平成14・15年度)</p>	<p>・平成15年4月には現金数万円及び十数万円が入った封筒2種類(約20万円)が引継がれ、当該資金から、アルバイトの税務署への出張交通費として年間数千円を支出していた。</p> <p>・平成16年度当初に封筒に入れ他の書類とともに脇机の引き出しに入れたまま引継ぎを失念したために、他の書類とまぎれてしまい、それらの書類とともに処分されたものと推認される。</p>

捻出	時期	平成14年～(保管)、15年(捻出)	平成14年度～平成16年度	平成14年度～平成18年度	平成14年度	平成14・15年度	平成13年～15年(保管)
	金額	約780,000円	684,170円	4,852,050円	111,150円	681,480円	約200,000円

支出	時期	平成14年～平成19年(10月)	平成14年度～平成17年度	平成14年度～平成19年度	平成15年度	平成14・15年度	平成13年～15年
	金額	約1,050,000円	684,170円	4,852,050円	111,150円	681,480円	約30,000円

所属等が保管していた残高	0円(△270,000円)	0円	0円	0円	0円	0円	0円(不明170,000円)
--------------	---------------	----	----	----	----	----	----------------

分類	所属	保管していた担当部署
不適正資金	北区役所	旧税務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、財政局において調査を行ってきた。 ・陳述書（兼誓約書）の徴収時の面談により次のことが判明した。 <ol style="list-style-type: none"> 1 突発事象への対応、及び予算の節流用や追加配分が認められない場合の経費支出に対応するために、平成14年度に配分される予算以外の金（以下「資金」という。）が存在していた。 2 陳述者が当該資金を引き継いだ年度からは、当該資金に課長級からの徴収金（年2回）を加え一つの会計で管理していた。当該資金からの支出内容は、緊急移動時や荷物がある際のタクシー代、緊急に必要なとなった文具代、来客への飲み物代、職員関係の弔電代等であり、私的費消はない。 3 アルバイト賃金支出決議において、予算が余る見込みであったため、平成15年度に1度だけ架空書類を作成し資金の捻出を行った。 ・陳述内容の確認を行うために、事実関係の調査を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当該資金を預金管理していた銀行へ陳述者が預金口座の履歴照会を行い、口座履歴、預入明細を確認した。 2 アルバイト賃金支出決議に添付されている履歴書をもとに、アルバイト本人の家族に聴取したところ、勤務実態がなかったことが判明した。 ・再度関係者に面談を行い次のとおり陳述等を得た。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当該資金は、現金と通帳に分けて管理しており、現金管理分は平成12年度以降には存在しており、通帳管理分は平成14年度以降には存在していたことは確認できたが、それぞれについて平成12年度あるいは平成14年度以前の存在については関係者からの証言を得ることはできなかった。 2 当該資金について、平成14年度当初においては、現金管理分が数万円から十数万円存在し、また、通帳管理分は通帳の履歴により約50万円の預金が存在したことが確認された。 3 平成14年度以降は、当該資金へは課長級からの徴収金（年間総額6万円）が加えられ支出を行い、平成17年度に後任の係長に引き継がれる際に不適正資金であることを伏せて引き継いだ。 4 後任の係長は不適正資金であることを知らずに、平成19年10月の市税事務所開設時に北区税務担当の課長級からの徴収金の残金として、梅田市税事務所課長会の会費へ約3万円が入れられた。 5 当該資金は、主に、緊急移動時のタクシー代、関係者への弔電代、来客の飲み物代などに支出されており、その支出額は年間約数万円～十数万円程度であった。 6 当該資金の捻出方法は明らかではないが、その一部についてアルバイト雇用の架空請求によるもの（平成15年度1回限り、金額176,680円）及び課長級からの徴収金（平成14年度～17年度 240,000円）であることの確認はできた。
----	--

問題の発生理由	当該資金は、平成11年度以前から存在していたと推測されるが、その目的は15年度の不適正資金の捻出と同様に、予算の消化を図ったものと推測される。
---------	---

捻出	時期	平成14年～（保管）、15年（捻出）	
	金額	約780,000円	
	方法	原資（アルバイト賃金（1回のみ、その他は不明。）と推認） アルバイト賃金の架空請求（1回のみ）により捻出しており、その他は不明。	

支出	時期	平成14年～平成19年（10月）	
	金額	約1,050,000円	
	使途	①緊急移動時や荷物がある際のタクシー代 ②緊急に必要なとなった文具代 ③来客への飲み物代 ④職員関係の弔電代等	

保管していた残高	0円(△270,000円)	（別途 課長級からの徴収金 300,000円で補填）
----------	---------------	----------------------------

備考	<ul style="list-style-type: none"> ①平成14年6月に開設し、18年4月に解約した預金口座の履歴、預入明細照会票を保管している。旧税務担当の不適正資金は、約780,000円と推認した。 ・捻出金額については、15年度の176,680円に14年度に引継ぎを受けた約60万円の額を加算している。
----	--

分類	所属	保管していた担当部署
預け	福島区役所	旧税務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、財政局において調査を行ってきた。 ・帳簿(⑭～⑯年度)調査により次の事が判明した。 <ol style="list-style-type: none"> 1 取引業者の請求書の中に「預り金」の記載があった。(⑭年度) 2 6月5日の報告書において預り金に関わった業者に9万円台の支出が多く見られ、また「窓口払い」の領収書等の書類は職員の筆跡であった。(⑭～⑯年度) ・面談で不適正資金の陳述をした者はいなかったため、事実関係の調査を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1 「預り金」の記載があった取引業者に聴取したところ、長年「預け」のあったことが判明した。 2 「窓口払い」の業者に聴取したところ、会社の原則は「口座払い」で「窓口払い」は営業の担当者と顧客との関係で行ったのではないかとのことであった。 ・再度関係者に面談を行い次の通り陳述を得た。 <ol style="list-style-type: none"> 1 書店における「預り金」については認めた。 2 6月5日の報告書で「預け」のあった業者への「預け」については、平成18年度まで行っていた。なお、どの支出行為が「預け」であるかは記録を破棄したため特定できなかったが、9万円台の支出が概ね「預け」に当たるとの陳述を得た。
----	---

問題の発生理由	事務手続に要する時間を省略することを目的に預けを行っていた。
---------	--------------------------------

捻出	時期	平成14年度～平成18年度	
	金額	4,852,050円	
	方法	事務用品等の売買契約を締結し、納品の一部を受けることなく代金の全部を業者に支払い、当該業者から必要に応じて別の品目を納品させていた。	

支出	時期	平成14年度～平成19年度	
	金額	4,852,050円	
	使途	事務用品等の購入	

業者から返還される預け残高	0円
---------------	----

備考	【最終捻出日】平成19年5月25日 【最終納品日】平成19年度 ・捻出金額については、平成14年度以降の支出関係書類から確認できた額を記入している。
----	--

分類	所属	保管していた担当部署
不適正資金	福島区役所	旧税務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、財政局において調査を行ってきた。 ・帳簿(⑭～⑯年度)調査により次の事が判明した。 <ol style="list-style-type: none"> 1 アルバイトの履歴書と支出決議書の筆跡が同一であるものが散見される。(⑮・⑯年度) 2 出勤簿の押印日数と精算日数が合わないものが散見される。(⑭～⑯年度) ・面談で不適正資金の陳述をした者はいなかったため、事実関係の調査を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当時アルバイトに来ていた者から当時の同僚アルバイト名を聴取したところ、アルバイト実績がないと推定される者が2名いた。 2 出勤日数等書類に疑義が認められるアルバイトに聴取したところ、職員が受領書に押印し、一旦受領していたことが判明した。 ・再度関係者に面談を行い次の通り陳述を得た。 <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務実績がないと推定されるアルバイトのうち1人は架空の書類で支出し、期間が2ヶ月を超えるため本来は雇用できないアルバイトを引き続き雇用しその賃金に充てた。 もう1人のアルバイトは1日勤務したものの翌日から来られなくなったため急遽他のアルバイトを雇用したが、元のアルバイト名のままで事務処理を行った。 2 出勤日数等に疑義のあるアルバイトについては、日数の差分を不適正資金として捻出し、現金で金庫に保管していた。用途は、緊急かつ短期のアルバイト雇用や事務用品の購入等にあてていたことを認めたが、すでに記録が残されていないため、個々の案件の特定及び用途については確認できなかった。
----	---

問題の発生理由	期間が2ヶ月を超えるため本来は雇用できないアルバイトの継続雇用、緊急かつ短期のアルバイト雇用や事務用品の購入等のために、不適正賃金を捻出した。
---------	---

捻出	時期	平成14年度～平成16年度	
	金額	684,170円	
	方法	原資(賃金) アルバイト雇用において当初計画より休暇等により減少した人数分や実勤務数との差を架空雇用することやにより捻出した。	

支出	時期	平成14年度～平成17年度	
	金額	684,170円	
	用途	アルバイトの雇用、消耗品等の購入	

保管していた残高	0円
----------	----

備考	<p>【最終捻出日】平成17年4月5日 【最終支出日】平成17年度</p> <p>・捻出金額については、平成14年度以降の支出関係書類から確認できた額を記入している。</p>
----	--

分類	所属	保管していた担当部署
不適正資金	此花区役所	旧税務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、財政局において調査を行ってきた。 ・帳簿(⑭～⑯年度)調査により次の事が判明した。 <ol style="list-style-type: none"> 1 アルバイトの履歴書と支出決議書の筆跡が同一であるものがあった。(⑮年度) 2 アルバイトの押印された出勤簿があり、受領印が押印されている精算報告書があるにもかかわらず、その人の賃金が戻入処理されている。(⑮年度) ・面談で不適正資金の陳述をした者はいなかったため、事実関係の調査を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1 上記1のアルバイト本人に聴取したところ、履歴書は出勤を開始した日に自分で記入していたため、職員が作成した履歴書に押印した記憶はないが、その月に勤務していたか否かは記憶にないとのことであった。 2 上記2のアルバイト採用支出決議書が保存期間を経過し廃棄されているため、そのアルバイト本人への連絡先が不明であり、実際にその月に勤務していたかなどの聴取はできなかった。 ・再度関係者に面談を行い次の通り陳述を得た。 <ol style="list-style-type: none"> 1 職員が当時の主担者に急ぐのでと頼まれて履歴書を記入し作成したことは認めたが、指示した職員については、休職中であるため、何故そのような事務処理を実施したのかなど詳細については聴取できず不明であったため、同時期に同じ職員による筆跡で雇用されている、別のアルバイト本人にその月の出勤についての確認を行った結果、その月は実際に雇用されていたことが本人の申し出により確認できた。 2 年度をまたがって3・4月の雇用が必要であったが、旧年度の予算に余裕があり、予算を使い切るために、2・3月で雇用の手続きを行い、2月分を架空に請求し、その資金で4月の雇用に充てる手当てをしていたにもかかわらず、実際に勤務のあった4月分を通常の事務処理で一旦は支給したが、2月分の資金との重複に気づき、4月分を戻入する事務処理を行った。
----	--

問題の発生理由	年度をまたがって3・4月の雇用が必要であったが、旧年度の予算に余裕があり、予算を使い切るために、不適正賃金を捻出した。
---------	---

捻出	時期	平成14年度	
	金額	111,150円	
	方法	原資(賃金) 実際の雇用月とは異なる月にアルバイトを架空雇用することにより捻出した。	

支出	時期	平成15年度	
	金額	111,150円	
	使途	アルバイト雇用	

保管していた残高	0円
----------	----

備考	<p>【最終捻出日】平成15年3月 【最終支出日】平成15年5月</p> <p>・捻出金額については、平成14年度以降の支出関係書類から確認できた額を記入している。</p>
----	---

分類	所属	保管していた担当部署
不適正資金	生野区役所	旧税務担当、総務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、財政局において調査を行ってきた。 ・帳簿(⑭～⑯年度)調査により次の事が判明した。 <ol style="list-style-type: none"> 1 アルバイトの履歴書と支出決議書の印鑑が同一で、履歴書の筆跡が同一であることから職員が履歴書を作成したと考えられるものがあった。(⑭・⑯年度) ・面談で不適正資金の陳述をした者はいなかったため、事実関係の調査を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1 上記1のアルバイト本人に聴取したところ、アルバイトとしての勤務実績がないとの証言を得た。 ・再度関係者に面談を行い次の通り陳述を得た。 <ol style="list-style-type: none"> 1 履歴書については、税務課の職員が作成したのではなく、当時の庶務係で作成したものであったので、作成に関与した庶務の担当者に聴取した。 年間を通じて保険年金課のアルバイトを雇用する必要性が生じたが、保険年金課のアルバイト賃金予算額だけでは不足したために、総務課で管理している管理職会費よりアルバイト賃金の一部を肩代わりし支出していた。年度末になり税務課のアルバイト賃金予算に不足額が生じる見込みとなったことを知り、(管理職会費による)アルバイト賃金の肩代わり額を補填するため、総務課でアルバイト採用支出決議書を作成の上、税務課の担当者に架空の支出命令書の作成を依頼し不適正資金を捻出した。なお、捻出した賃金については、全額総務課で保管し、税務課では一切保管していない。
----	---

問題の発生理由	税務課のアルバイト予算を使い切ると、保険年金課のアルバイト賃金不足を補うため、不適正資金を捻出した。
---------	--

捻出	時期	平成14・15年度	
	金額	681,480円	
	方法	原資(賃金) 当初計画より休暇等により減少した人数分のアルバイトを架空雇用することにより捻出した。	

支出	時期	平成14・15年度	
	金額	681,480円	
	使途	他課(保険年金課)でのアルバイト雇用	

保管していた残高	0円
----------	----

備考	【最終捻出日】平成16年4月5日 【最終支出日】平成16年4月5日 ・捻出金額については、平成14年度以降の支出関係書類から確認できた額を記入している。
----	--

分類	所属	保管していた担当部署
不適正資金	鶴見区役所	旧税務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、財政局において調査を行ってきた。 ・陳述書（兼誓約書）の徴収により次のことが判明した。 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成15年度に配分される予算以外の金（以下「資金」という。）（現金数万円及び十数万円が入った封筒2種類）が存在していた。 2 当該資金は上司から渡され、1年間管理（3月に1回のみ、数千円の支出）し、陳述者が退職する際に同上司に引き継いだ。なお、私的費消及び資金捻出は一切行っていない。 ・関係者に面談を行い次のとおり陳述を得た。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当該資金は、平成13年度から15年度の間が存在していたが、その受け渡しについての記憶が陳述者とは異なり、1度の受け渡しだけであったと思う。 2 平成15年度に存在していた金額は約20万円である。 3 当該資金については、アルバイトの出張交通費に支出し、私的費消、資金捻出は行っていない。 4 平成12年度以前及び16年度以後について、関係者は当該資金の存在を否認した。 ・陳述内容の確認を行うために、陳述者と上司を同席させ、事実関係の確認を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成15年4月に上司から陳述者への当該資金が引継がれ、平成16年3月に陳述者から上司へ引継がれた。 2 引き継いだ金額は約20万円であり、両者とも資金捻出経過等は知らないが、管理職会費などの私金ではないのであろうと思っていた。 3 当該資金からは、アルバイトの税務署への出張交通費として年間数千円を支出していた。 4 当該資金については、平成16年度当初に当該上司が封筒に入れ、他の書類とともに脇机の引き出しに入れたまま引継ぎを失念したために、他の書類とまぎれてしまい、それらの書類とともに処分されたものと推認される。
----	--

問題の発生理由	当該資金は、平成12年度以前から存在していたと推測されるが、その目的は公費での支出が困難なものへの対応する資金を捻出するため。
---------	---

捻出	時期	平成13年～15年(保管)	
	金額	約200,000円	
	方法	不明（平成13～15年においては、不適正資金の捻出は行われていないと推測される。）。	

支出	時期	平成13年～15年	
	金額	約30,000円	
	使途	アルバイトの出張交通費	

保管していた残高	0円(不明170,000円)
----------	----------------

備考	陳述者及び関係者からの陳述により、旧税務担当の不適正資金は、約200,000円と推認した。
----	---

浪速区役所及び東住吉区役所旧税務担当にかかる不適正資金調査の概要

1 調査内容

公正職務審査委員会において行われた調査に引き続き、関係者からの陳述書の徴収及びヒアリングを行った。

2 調査結果

(1) 浪速区旧税務担当

○ 捻出総額：1,561,843円、最終捻出日：平成14年5月10日
○ 支出総額：821,843円、最終支出日：平成19年3月31日

- ・平成10年10月以前から存在し、平成10年時点で、約24万4千円の不適正資金があった。
- ・平成10年度から14年度までの間においても、毎年数十万円程度の資金が捻出されている。
- ・平成18年12月末時点で、資金管理用の銀行口座に約74万5千円の残高があったが、このうち74万円が当時の税務課担当係長から総務課長代理へ引き継がれた。
- ・また、この税務課担当係長は、資金管理口座とは別に旧税務担当の不適正資金と推認する出所不明金を手元で現金管理していたが、これに前述の約5千円の残金を合わせて合計約12万円とし、平成19年3月に、総務課で使う備品、消耗品を購入した。
- ・74万円を受領した総務課長代理は、そのうち14万円を保管し、60万円を部下（当時の総務課担当係長）に不適正資金であることを伏せて保管を依頼し、渡した。
- ・総務課長代理は、14万円を私的費消していないと疎明することが出来ない。
- ・総務課担当係長は、60万円を総務課長代理の私金と認識し、自身の郵便貯金口座等で保管した。
- ・平成20年4月の全庁調査の際、前述の税務課担当係長（この時点では退職者）は不適正資金について申告したが、調査を担当した総務担当課長代理が、この証言を独断で不採用とした。

・平成 20 年 6 月 5 日に出された不適正資金問題調査報告書を見て、自身の申告内容が取り上げられていないと認識した前述の税務課担当係長（退職者）から総務局に対して事実究明を求める申告があり、それを受けた総務局から公正職務審査委員会へ公益通報が行われ、調査が行われてきた。

（2）東住吉区旧税務担当

- 捻出総額：1, 749, 876 円、最終捻出日：平成 14 年 4 月 24 日以前
（旧税務担当：996, 955 円、総務担当：752, 921 円）
- 支出総額：283, 474 円、最終支出日：平成 18 年 3 月 17 日

・平成 14 年 4 月以前から存在し、平成 14 年時点で、約 99 万 7 千円の不適正資金があった。

・平成 14 年以降の資金捻出は、行われていない。

・平成 19 年 3 月末時点で、約 71 万 3 千円の残余金があったが、これが当時の税務管理係長から総務担当へ引き継がれたものと推認する。

・平成 19 年夏、総務担当の倉庫からこの約 71 万 3 千円と推認する現金、及び総務担当に存在した出所不明金と推認する約 62 万 7 千円が発見されたが、適切な調査等が行われず、放置された。

・会計室は平成 19 年 12 月 4 日に行った監査の際に、これら約 134 万円の現金を確認したが、区はこの現金は区政協力会のものであると虚偽の報告を行った。

・この直後、これまで総務（用度）担当で引き継がれ、残額が約 12 万円となった不適正資金と推認する現金があることが判明した。

・これら合わせて約 146 万円の現金を総務担当課長と総務担当係長が分担して保管した。

・総務担当課長は、平成 20 年 2 月中旬に市が行っている調査に対して不適正資金の存在を申告しようとして企図していた元税務管理係長に申告を控えるよう、それまでの上司部下の関係をも利用した「誘導」を行った。

・平成 20 年 7 月初旬、総務担当課長は情報公開室監察部に対して、平成 20 年 3 月に出所不明金約 146 万円が見つかったと、虚偽の報告を行った。これは、前述の約 146 万円そのものである。

今後の対応

返還等に向けた手続きは、今後関係局・区と協議し適切に処理してまいりたい。

分類	所属	保管していた担当部署
不適正資金	浪速区役所	旧税務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、情報公開室監察部において調査を引き継いで行ってきた。 旧税務担当における不適正資金は、平成10年10月以前から存在していた。しかし、この期間の記録や証拠書類は現存しない。 平成10年10月時点で、少なくとも約24万4千円の不適正資金があった。 財政局から配当された当年度予算のうち、年度内に契約しきれない訓令予算を消化するため、予備としてあらかじめ取っておいた白紙支出命令書等を使用し、窓口払いで現金化していた。 平成10年度から平成14年度までの間においても毎年数十万円の資金が捻出されている。合計約156万2千円が捻出されたものと推認する。 主な用途は、備品、消耗品等の購入である。伝票等はほとんど現存せず、関係者の証言による。 平成12年以前の資金管理者については、判明していない。 平成18年12月末時点で資金管理用の銀行口座に約74万5千円の残余金があったが、このうち74万円が当時の税務課担当係長から総務課長代理へ引き継がれた。 また、この税務課担当係長は、資金管理口座とは別に旧税務担当の不適正資金と推認する出所不明金を、手元で現金管理していたが、これに前述の約5千円の残金を合わせ、合計約12万円を引き続き管理した。 総務課長代理は、引継ぎ受領した74万円のうち14万円を保管し、残る60万円を部下（当時の総務課担当係長）に不適正資金であることを伏せて保管を依頼し、渡した。 総務課長代理は、14万円を私的費消していないと疎明することができない。 総務課担当係長は、60万円を課長代理の私金と認識して、自身の郵便貯金口座等に預け、保管した。 平成19年3月に、税務課担当係長は、引き続き自身が管理してきた約12万円について、それが不適正資金であることを伏せて関係者と相談を行い、総務課で使う備品、消耗品を購入した。 平成20年4月に行われた全庁調査の際、複数の関係者がこの不適正資金の存在について申告した。 前述の税務課担当係長（この時点では退職者）も申告した一人であったが、この申告内容を調査を担当した総務課長代理が種々の状況から独断で不採用とし、不適正資金問題調査検討委員会が行ってきた事実確認を妨げた。 平成20年6月5日に出された不適正資金問題調査報告書を見て、自身の申告内容が取り上げられていないと認識した前述の税務課担当係長（退職者）から総務局に対して事実究明を求める申告があり、それを受けた総務局から公正職務審査委員会へ公益通報が行われた。
----	---

問題の発生理由	財政局から配当された当年度予算のうち、年度内に契約しきれない訓令予算を消化するため、予備としてあらかじめ取っておいた白紙支出命令書等を使用し、窓口払いで現金化することにより不適正資金を捻出した。
---------	---

捻出	時期	不明 ～ 平成14年	
	金額	1,561,843 円	(資金管理のため開設していた預金口座にかかる利息を含む)
	方法	原資 (消耗品費等) あらかじめ取っておいた白紙支出命令書等を使用し、窓口払いで現金化することにより捻出した	

支出	時期	平成10年 ～ 平成19年	
	金額	821,843 円	(平成10年以前の支出は資料がなく確認できない)
	用途	備品、消耗品等の購入	

保管していた残高	740,000 円
----------	-----------

備考	<p>資金管理のための預金取引履歴明細書1通が存在する。</p> <p>また、60万円の管理に関する郵便貯金の預金取引明細表1通、銀行預金通帳(写)2通が存在する。</p> <p>【最終捻出日】平成14年5月10日 【最終支出日】平成19年3月31日</p>
----	--

分類	所属	保管していた担当部署
不適正資金	東住吉区役所	旧税務担当、総務担当

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月14日の公正職務審査委員会の勧告後、情報公開室監察部において調査を引き継いで行ってきた。 ・旧税務担当における不適正資金は、平成14年4月以前から存在していた。しかし、この期間の記録や証拠書類は現存しない。 ・平成14年4月時点で、約99万7千円の不適正資金があった。 ・資金の捻出は平成14年4月以前に行われ、次年度予算の確保のために現年度予算の消化を図ることが目的であったものと推認する。それ以降は資金捻出されていない。 ・主な用途は、①区長等が出席する会合の会費、②消耗品等の購入、③交通費の支弁、④税込納金への補填である。伝票等は現存せず、差し引き簿の記載等による。 ・平成19年3月末時点で約71万3千円の残余金があったが、これが当時の税務管理係長から総務担当へ引き継がれた（金庫に入れられた）ものと推認する。 ・この現金は、金庫内で相当期間放置されたものと推認する。 ・平成19年夏、総務担当が管理する倉庫から、この現金を含むと推認できる約134万円の現金が発見された。現認者は、当時の総務担当課長代理、総務担当係長（2名）、総務担当係員の4名である。現認者は、旧税務担当からの引継ぎ金等であろうかと考えたものの、最終的に親睦会等の残金と思い込み、調査等を行わずに放置した。これらのことは、総務担当課長へ報告されなかった。 ・約62万7千円については、カンパとして集金されたもの、職員への還付金等と書かれた古い封筒に入っていたとの証言もあったが、全体として総務担当に存在した出所不明金と推認する。 ・平成19年12月4日の会計室が行った監査の際に、区はこれらの現金は区政協力会のものであると虚偽の報告を行った。 ・この直後、総務（用度）担当で引き継がれ、残額が約12万円となった不適正資金と推認する現金があることが判明した。 ・これら合わせて約146万円の現金を総務担当課長と総務担当係長が分担して保管した。 ・総務担当課長は、全庁調査等を行っているなか、平成20年2月中旬、不適正資金の存在を申告しようと企図していた元税務管理係長に、申告を控えるよう、それまでの上司部下の関係をも利用した「誘導」を行った。 ・結果として、市の行った全庁調査に対しては、何らの申告も行われなかった。 ・平成20年4月に、公正職務審査委員会に匿名の公益通報が行われた。 ・平成20年7月初旬、総務担当課長は情報公開室監察部に、平成20年3月に出所不明金約146万円が見つかったと虚偽の報告を行った。これは、前述の約146万円そのものである。
----	--

問題の発生理由	次年度予算の確保のために現年度予算の消化を図ることが必要であると判断し、不適正資金を捻出したものと推認する。
---------	--

捻出	時期	不明 ～ 平成14年	
	金額	1,749,876 円	（資金管理のため開設していた預金口座にかかる利息を含む）
	方法	原資（消耗品費や賃金と推認） 消耗品費やアルバイト賃金の水増しにより捻出したものと推認	

支出	時期	平成14年 ～ 平成18年	
	金額	283,474 円	（平成14年以前の支出は資料がなく確認できない）
	用途	①区長等が出席する会合の会費 ②消耗品等の購入 ③交通費の支弁 ④税込納金への補填 等	

保管していた残高	1,466,402 円
----------	-------------

備考	①平成14年4月以降の差し引き簿、②資金管理のための預金通帳2通と預金取引明細表1通が存在する。旧税務担当の不適正資金は996,955円、総務担当の不適正資金は752,921円と判断する。 【最終捻出日】平成14年4月24日以前 【最終支出日】平成18年3月17日
----	---